

令和 5 年度保育所指導監査文書指摘基準

主眼事項	着 眼 点	指摘の根拠	備 考
<p>最低基準の実施状況</p>	<p>最低基準にある該当する項目について基準を下回る場合。(例示)</p> <p>【構造設備の一般原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設備について保健衛生及び危険防止に十分な配慮が行われていない。 ・2歳未満児を入所させる施設において <ul style="list-style-type: none"> ○乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所がない。 ○乳児室の面積が1人当たり1.65㎡以下である。 ○ほふく室の面積が1人当たり3.3㎡以下である。 ○乳児室、ほふく室に、保育に必要な用具が備えてない。 ・2歳以上児を入所させる施設において <ul style="list-style-type: none"> ○保育室又は遊戯室、屋外遊技場、調理室、便所がない。 ○保育室又は遊戯室の面積が1人当たり、1.98㎡以上ない。 ○屋外遊戯場の面積が1人当たり3.3㎡以上ない。 ○保育室又は遊戯室に、保育に必要な用具が備えてない。 ・保育室又は遊戯室を2階に設ける施設が(準)耐火建築物でない。又屋外階段等が設けられていない。 <p>【非常災害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消火用具及び非常災害に必要な設備が設けられていない。 ・非常災害に対する具体的な計画が立てられていない。 ・避難及び消火に対する訓練が月1回以上実施されていない。 	<p>昭和23年12月29日付厚生省令第63号「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」</p>	<p>施設に衛生上問題がある場合及び危険箇所がある場合。</p> <p>軽便消火器・非常口</p> <p>消防機関への届出を確認。</p> <p>消防法上必要とされる訓練は年2回以上。消火訓練はこれに従い年2回以上の実施とする。</p>

主眼事項	着 眼 点	指摘の根拠	備 考
	<p>【職員の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直接処遇職員を他の施設と兼務させている。 ・保育士、嘱託医、調理員が置かれていない。またその配置基準が満たされていない。 <ul style="list-style-type: none"> ○調理員：施設の規模により 1 人から 3 人 ○保育士：配置基準に基づき入所児童の年齢別数により算出。(特別保育事業実施のため加配に留意) (保育士等の配置基準の弾力化を適用する場合は、当該特例による基準を満たすこと) ○嘱託医：一般医科・歯科 <p>【入所した者を平等に取り扱う原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所児童に対し差別的な取扱いをしている。 <p>【衛生管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所児童が使用する設備、食器や飲用水の衛生管理に問題がある。 ・必要な医薬品その他医療品が備えてない。 <p>【給食】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食が健全な発育に必要な栄養量を含むしていない。 ・給食の献立があらかじめ作成されていない。 ・食品の種類及び調理方法について入所児童の身体状況及び嗜好を考慮していない。 ・調理業務を外部業者に委託する場合、契約内容が守られていない。 		<p>特別保育 (延長保育、一時預かり、乳児保育、地域子育て支援センター、障害児保育、休日保育、家庭支援推進保育)</p> <p>平成 8 年 7 月 19 日付社援施第 116 号厚生省児童家庭企画課長他連名通知「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保」</p> <p>令和 2 年 3 月 31 日付子発 0331 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」</p> <p>令和 2 年 3 月 31 日付子母発 0331 第 1 号厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」</p>

平成 10 年 2 月 18
日付児発第 86 号
厚生省児童家庭局
長通知「保育所に
おける調理業務の
委託について」

主眼事項	着 眼 点	指摘の根拠	備 考
	<p>【入所した者及び職員の健康診断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時及び年 2 回の定期健康診断が行われていない。 ・職員に対し毎年の健康診断を実施していない。調理（調乳）を担当する者について綿密な注意が払われていない。（0157 検査を含む検便が月 1 回以上実施されていない。） <p>【児童福祉施設に備える帳簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿が整備されていない。 <p>【苦情への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情に対する受け付け窓口が設置されていない。また必要な措置が講じられていない。 <p>【保護者との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者との連携が図られていない。保育内容について保護者の理解と協力を得るよう努めていない。 		<p>学校保健安全法に準ずる健康診断</p> <p>平成 9 年 3 月 31 日付社援施第 65 号厚生省児童家庭局企画課長他連名通知「社会福祉施設における衛生管理について」</p> <p>受付担当者、責任者、第三者機関、処理記録</p>

主眼事項	着 眼 点	指摘の根拠	備 考
適切な入所者処遇の確保	<p>【保育内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全体的な計画が編成されていない。 ・ 指導計画が全体的な計画に基づいて作成されていない。 ・ 保育の記録や自己評価が行われていない。 ・ 保育所児童保育要録を作成し、児童の就学に際し、小学校へ送付する体制が整っていない。 ・ 保育の実施機関（市町村）との十分な連携が図られていない。 <p>【健康安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児突然死症候群について事故防止の配慮を行っていない。 ・ 児童が使用する寝具類が清潔に保たれていない。 ・ 園庭や砂場が清潔で安全な状態に保たれていない。 ・ 児童虐待について早期発見に留意していない。 <p>【職員研修等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めていない。 ・ 職員及び保育所の課題を踏まえた計画的な研修が実施されていない。 ・ 食物アレルギーのある児童の食事について医師の指示に基づき適切な対応を行っていない。 ・ 「人権を大切にすることを育てる」保育が行われていない。 	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条</p> <p>平成 29 年 3 月 31 日 厚生労働省告示第 117 号保育所保育指針</p> <p>児童虐待の防止に関する法律 平成 12 年 5 月 24 日</p> <p>保育所保育指針、平成 9 年 4 月 1 日付児保発 10 号厚生省児童家庭局保育課長通知「「人権を大切にすることを育てる」保育について」</p>	

主眼事項	着 眼 点	指摘の根拠	備 考
	<p>【給食・保健・衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原料食品購入に当たり、品質、鮮度、汚染状態に留意し検収が行われていない。適切に保管されていない。 検食は原材料及び調理済み食品を食品ごとに50gずつ-20℃以下で2週間以上保存していない。 食器具類の洗浄消毒、衛生保管に十分な配慮が行われていない。 食中毒対策が適切に行われていない。 一般財団法人児童育成協会から購入した、脱脂粉乳の取扱いが適正に行われていない。 <p>【安全管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防用設備及び避難用設備の自主点検及び業者点検が定期的に行われていない。 防火管理者を定めていない、又は消防機関に届け出していない。 火災予防管理組織が作られていない。 水防法又は土砂災害防止法又は津波防災地域づくり法に基づく避難確保計画を作成・市町村に提出していない。 原子力災害対策重点区域に立地しているにもかかわらず、避難計画を策定していない。 安全計画を策定していない。 安全計画に基づく取組が実施さ 	<p>平成9年3月31日付社援施第65号児童家庭局企画課長等連名通知「社会福祉施設における衛生管理について」</p> <p>昭和39年8月1日付児発669号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉施設等における衛生管理の強化について（抄）」</p> <p>平成8年6月18日付社援施第97号厚生省児童家庭局企画課長等連名通知「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」</p> <p>児発第471号児童家庭局長通知、関税暫定措置法</p> <p>消防法</p> <p>水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2、津波防災地域づくり法第71条</p> <p>鳥取県地域防災計画第8節4</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の3</p>	

れていない。(職員への周知、研修及び訓練の定期的な実施、保護者への説明など)

・自動車を運行するときに 点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在が確認されていない。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条の4

主眼事項	着 眼 点	指摘の根拠	備 考
保育所運営の適正実施	<p>【運営管理体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設長が資格要件を満たしておらず、また専任者が確保されていない。 定員を超えて私的契約児童を入所させている。 <p>【会計経理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経理規程が社会福祉法人会計基準にそって整備されてない。 経理規程にそった適切な運用がされていない。 委託費の使途範囲が適切でない。 委託費等の請求が適正に行われていない。 委託費の弾力運用（支出）が適切でない。 人件費と事業費と事務費の流用が適切でない。 各種積立金の積立てが適正でない。 他会計への繰入れが適正に行われていない。 各種積立金を目的外に使用する場合、必要な協議が行われていない。 前期末支払資金残高の取扱いが適正に行われていない。 他の会計間の貸付が適正に行われていない。 	<p>児発第 471 号児童家庭局長通知、社庶第 83 号厚生省社会・児童家庭局長連名通知</p> <p>平成 10 年 2 月 13 日付児保第 3 号厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日雇児発 0331 第 15 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長他連名通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」</p> <p>平成 28 年 3 月 31 日雇児総発 0331 第 7 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長他連名通知「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項」</p> <p>平成 27 年 9 月 3 日付府子本第 254 号・雇児発 0903 第 6 号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生省雇用均等・児童家庭局長通知「子ども・子育て支援法附則第 6 条による私立保育所に対する委託費の経理等について」</p>	<p>児童福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有する者（「施設長資格認定講習会」を修了した者等</p>

主眼事項	着 眼 点	指摘の根拠	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・内部牽制体制が確立しておらず、適正に機能していない。 <p>【職員確保・職員処遇】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則が適正に整備されていない。また労働基準監督署に届出していない。 ・労働基準法第 24 条、36 条の労使協定が締結されていない。また労働基準監督署に提出されていない。 ・給与規程は適正に整備されていない。また規定にそった運営がなされていない。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の監査で、口頭指摘とした事項について、繰り返し是正措置を採るよう指摘したにもかかわらず、一向に改善がなされない。 	<p>平成 27 年 9 月 3 日付府子本第 255 号・雇児保発 0903 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官（子ども・子育て支援担当）・厚生省雇用均等・児童家庭局保育課長通知『「子ども・子育て支援法附則第 6 条による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱について』</p> <p>平成 27 年 9 月 3 日付府子本第 256 号・雇児保発 0903 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官（子ども・子育て支援担当）・厚生省雇用均等・児童家庭局保育課長通知『「子ども・子育て支援法附則第 6 条による私立保育所に対する委託費の運用等について』</p> <p>労働基準法</p>	